

令和4年6月3日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

感染拡大防止対策期における対策について

本県においては、新規感染者数が前週の同じ曜日と比較して減少する日が続いており、特に今週に入ってからは200人を下回って推移し、減少傾向にあり、また、医療提供体制は十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができている状況にあるものと考えています。

こうしたことから、本県の対策期を移行することも考えられますが、感染の下降局面において対策期を引き下げる場合には、慎重に判断する必要があると考え、現行の「感染拡大防止対策期」を2週間延長し、6月19日まで継続することいたします。

事業者の皆さんには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人ととの接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力いただくとともに、6月11日以降、7月3日までの土曜日、日曜日に、県庁21階に、広域集団接種センターを再度、開設し、3回目接種を実施することとしており、予約なしでも接種できますので、その周知についてもご協力いただきますようお願いいたします（※1）。

つきましては、貴社（団体）におかれましては、「知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さんへのお願い」（資料1）、「感染拡大防止対策期における対策について」（資料2）、「イベント等の開催に係る留意事項について」（資料3）を職員の皆様及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策の徹底につきまして、引き続きご協力をお願いいたします（※2）。

（※1）詳しくは県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/kansen/covid19vaccinekouikitsuka.html>



（※2）感染防止対策に関する香川県からのお願いについて、資料を県ホームページに掲載していますので、各関係先（施設や店舗、事業所など）において、目立つ場所への掲示をお願いいたします。

（横型）https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/32157/paneru8_2.pdf



（縦型）https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/32157/paneru9_2.pdf



○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当 福江・佐藤
TEL 087-832-3350